

農林水産業

農地の移転および転用

問い合わせ ▶ 農業委員会農地係 TEL667-1114

農地（田、畑）、採草放牧地を売買したり、宅地などに使用する目的で転用するときは、すべて申請あるいは届け出をしなければなりません。締め切りは毎月10日です。

◆申請や届け出の対象となるもの

1. 農地の売買、交換、贈与などによる所有権の移転および農地として賃貸借、使用貸借をするような場合
2. 農地の賃貸借を解約する場合
3. 自己の所有農地を農地以外に転用するような場合
4. 農地を農地以外に転用する目的で売買したり、または、貸し付け、借り受けをするような場合

農業者年金

問い合わせ ▶ 農業委員会農地係 TEL667-1114

農業者の老後の生活安定を図るために設けられた公的年金制度です。

加入できるのは国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方です。

年金は原則65歳に達したときから受給でき、生涯受け取ることができます。

農業者年金への加入と受給の手続きはJAが窓口となります。

農業者年金についてご不明なことがあればお問い合わせください。

農業用使用済プラスチックの処理

問い合わせ ▶ 農政係 TEL667-1106

営農に係る雨よけテントのビニールやマルチ、育苗箱、農薬の空容器などの不要になった農業用プラスチック類は「産業廃棄物」になります。このため、野焼き・不法投棄などをすると、法律により罰せられます。

処分は、購入した販売店へ相談、若しくは年1回の回収を予定しています。詳細は広報などにてお知らせします。

農林水産業の融資制度

問い合わせ ▶ 農政係 TEL667-1106

農業制度融資は、農業者の方々の経営規模の拡大や新たな取り組みなどの農業経営改善を支援するために設けられた融資制度で、国や県・市町村が利子補給等を行うことにより、長期かつ低利資金の融通を行っております。

農業制度融資を利用するためには、ご自身の農業経営の課題を把握し、今後の農業経営をどのように改善するのかを記載した計画書を作成していただき、農協や銀行等の金融機関に申し込みください。

また、制度の概要や、申請に必要な経営改善計画書の様式等については、農政係へお問い合わせください。

【主なもの】農業近代化資金、スーパーL資金、農業改良資金（無利子）、青年等就農資金（無利子）

農地、農業用施設の補助金、原材料助成制度

問い合わせ ▶ 農村整備係 TEL667-1106

①農地や農業用施設の新設、改良を行う場合

ほ場整備、畑地整備、かんがい排水、農道整備の事業を土地改良区、JA、共同施行者などの団体が行う場合に補助金が交付されます。

②農地や農業用施設が災害を受けてしまった場合

被災した農地や農業用施設を復旧する場合は、補助金や原材料の助成が受けられます。

もしも農地や農業用施設に災害があった場合には、早急にご連絡ください。

③農道の保全や維持管理のために砂利を敷きたい

町や土地改良区が管理保有する農道以外の農道に、砂利等の原材料の一部を助成します。

※上記すべてに要件等がありますので
詳細については、お問い合わせください。

5

戸籍・登録
国民年金
税金

健康・福祉
国保
介護保険

ごみ・衛生
水道・防災
交通安全

土地・建物
道路・交通

農林水産業
商工業

保育・学校
スポーツ
文化

地区委員
選挙・議会
広報広聴

商工業

勤労者支援

問い合わせ ▶ 商工振興係 TEL667-1106

◆町勤労者生活安定資金融資制度

町内にお住まいの方で職場に労働組合がない、または職場に融資制度がない方のために、低利で融資する制度です。

手続き／東北労働金庫山形北支店（TEL641-1331）

◆ふるさと奨学ローン

地域社会への貢献を目的とした教育資金の融資制度です。

対象／大学・専門学校・高校などにおける教育費用など

融資限度／2,000万円まで

利率／年1.55％～年2.6％（保証料不要）

※金利の変動等により利率は見直す場合があります。直近の利率は手続き先にお問合せください。

利子補給／卒業後、県内に就職すると、それ以降の利子に対し、元金300万円を限度に年2.0％の利子補給が受けられます。

融資期間／最長25年

手続き／東北労働金庫山形北支店（TEL641-1331）

◆町企業人材育成促進支援補助

町内の事業所に就労している方が、仕事に役立つ国家資格または技能検定の取得に必要な経費の一部を補助します。（取得後、1年間は町内事業所に継続して勤務する意思のある方が対象）



商工業振興

問い合わせ ▶ 商工振興係 TEL667-1106

地域経済における商工業の総合的な発展と振興に関して、事業者の皆さんのやる気に応えられるように、次のことを中心に助言・支援を行っています。

◆融資・貸与制度

事業を実施したいが資金が足りない。何か良い制度があれば…とお考えの方のご相談に応じます。

目的にあった事業を実施する場合、一定の要件を満たせば、下記のような低利の制度資金や、設備貸与制度をご利用いただけます。

○県商工業振興資金融資制度

1年以上引き続いて県内で事業をしている中小企業が対象です。

○設備貸与制度

中小企業の皆さんや創業者の方が必要な設備の導入を図りたいとき、やまがた産業支援機構が代わって購入し、長期かつ低利の有利な条件で割賦販売またはリースします。

○町中小企業振興資金融資制度

町内で1年以上引き続き同一事業をしている中小企業者（個人または法人）が対象です。町税を完納していることなどが条件で、町内の銀行で取り扱っています。

◆経営相談

商工会には経営指導員がいます。

金融・税務経理・経営改善指導、情報化への支援など、ご相談ください。

山辺町商工会／TEL 664-5939

◆はかりの定期検査

商店、JA、薬局、学校などで証明、取引に使われている「はかり」は2年ごとに定期検査が義務付けられています。農家などで「はかり売り」をする場合でも、使用する「はかり」は検査の対象になります。必ず、定期検査を受けてください。